

平成 23 年度 商工会議所簿記検定試験のご案内

日本商工会議所
茂原商工会議所

- 試験日時 第128回 6月12日 第129回 11月20日 第130回 2月26日
◎1. 3級：午前9時～ ◎2級：午後1時30分～
第130回は、1級の試験はありません。
試験開始時刻に遅れると、受験できません。
試験開始時刻15分前には、試験会場に入場して下さい。
- 試験会場 千葉県立一宮商業高等学校
長生郡一宮町一宮3287 TEL：0475-42-4520
※試験会場は土足厳禁の為、スリッパ等を持参のこと。
- 受験資格 学歴、年齢、性別、国籍に制限はありません。
- 申込受付期間 上記日程表参照
- 申込受付時間 午前9時～午後5時
※締切期日後の受付は致しませんので、締切期日は厳にお守り下さい。
- 申込場所 茂原商工会議所 茂原市茂原443 TEL 0475-22-3361
※本納支所では、検定試験の受付を行っていませんので、ご注意下さい。
- 申込方法 (下記のいずれの場合でも、1級は証明写真1枚が必要です。)
●本人による窓口申込
「受験者への連絡・注意事項」をお読みになった上で、当会議所備え付けの申込書に、本人自筆で記入の上、受験料を添えてお申してください
●インターネットでの申込
茂原商工会議所ホームページから簿記検定申込みページへアクセスし注意事項をよく読み、必要事項を入力し、決済を行ってください。
クレジットカード(その場で決済)とコンビニ払い(後日決済)がお選び頂けます。
※受験料のほかに事務手数料(単願800円、併願1,000円)が別途かかります
●郵送による申込
事前に受験申込書、「受験者への連絡・注意事項」を取り寄せて下さい。(申込書の郵送を希望される方は商工会議所迄、90円切手をお送りください。)
取り寄せた申込書に受験者本人が記入し、受験料、受験者本人の身分証明書のコピー、返信用切手80円分を添えて、現金書留にて下記まで送付して下さい。
【送付先】〒297-0026 千葉県茂原市茂原443
茂原商工会議所 検定試験担当者 宛
- 受験料 1級： 7,500円 2級： 4,500円 3級： 2,500円

- 特 典 ・1級合格者には、税理士試験受験資格が認定されます。
・3級以上の合格者には、大学入学資格試験(大検)で「簿記会計」の科目が免除されます。(下記の枠内参照)
- 合格発表日 左記日程表参照
- 合格証書交付日 左記日程表に記載の日より、随時発行致します。
合格者には、当所において合格証書を受験票と引換えに交付致します(無料)。受験票を必ず持参して下さい。(代理の方でも構いません。)
※合格証書交付期間は1年間と致します。(交付期間後は合格証明書[1部1,000円]を発行致します。)
- そ の 他 詳細については、下記へお問い合わせ下さい。
茂原商工会議所 TEL：0475-22-3361

※※※※ 簿記検定1級合格者に対する特典 ※※※※

- 税理士法第5条第1項第11号の規定にもとづく税理士試験委員の認定により税理士試験の受験資格が認められております。
1級合格者が当該試験の受験を希望する場合は、受験願書に商工会議所発行の合格証明書を添付の上、各国税局総務部人事課又は国税庁人事課に直接申込します。
- 職業能力開発促進法第45条の規定にもとづく公共職業訓練及び認定事業所内職業訓練指導員資格試験における事務員の試験において、実技試験のうち「簿記」及び学科試験のうち「簿記」が免除されております。
この資格試験は各都道府県が必要に応じて行うもので、募集の際は受験申込書に商工会議所発行の合格証明書を添付のうえ、各都道府県庁職業訓練課または職業安定課に直接申し込めます。

※※※※ 簿記検定3級合格者に対する特典 ※※※※

- 3級以上の合格者には、大学入学資格検定(大検)で「簿記会計」の科目が免除されます。

簿記検定受験者への注意事項

1. 試験開始時間を間違えないように注意してください。(前頁参照) 時間に遅れると原則受験できません。
2. 受験者は、試験開始時刻前までに入場し、指定された席についてください。
3. 受験するときに持参するものは次のとおりです。
 - (1) 受験票
 - (2) 筆記用具 (HBまたはBの黒鉛筆、シャープペンシル、消しゴム)
 - (3) そろばん・電卓等の計算用具
※電卓は計算機能のみのものに限り、以下の機能があるものは持ち込み出来ません。
 - 印刷(出力)機能
 - メロディー(音の出る)機能
 - プログラム機能(例:関数電卓等の多機能な電卓、売価計算・原価計算等の公式の記憶機能がある電卓)
 - 辞書機能(文字入力を含む)
 - (4) 原則として氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる身分証明書(運転免許証、旅券(パスポート)、社員証、学生証など)。ただし、小学生以下は必要ありません。
4. 試験場においては、試験委員の指示に従ってください。それに従わない者は、退場させることがあります。
5. 試験中に不正行為があった者は、合格を取り消し、以後の受験を禁止することがあります。
6. 試験場での携帯電話・PHS・ポケットベルの使用を禁止します。必ず電源を切ってください。指示に従わないで、試験時間中に着信音が鳴るなどした場合は、退場させる場合があります。

商工会議所簿記検定試験規則

(昭 29. 10. 20 制定)
(昭 58. 4. 1 改定)
(平 6. 12. 20 改定)
(平 12. 4. 1 改定)
(平 3. 9. 18 改定)

第4条 試験の科目及び程度を次のごとく定める。

級 別	科 目	程 度
1 級	商 業 簿 記 工 業 簿 記 原 価 計 算 会 計 学 試験時間 3 時間	大学程度の商業簿記、工業簿記、原価計算並びに会計学を修得し、企業会計原則、原価計算基準などの会計基準及び商法、財務諸表等の規則その他の企業会計に関する法令を理解している。
2 級	商 業 簿 記 工 業 簿 記 試験時間 2 時間	高校程度の商業簿記及び工業簿記(初歩的な原価計算を含む)を修得している。 5 題 以 内
3 級	商 業 簿 記 試験時間 2 時間	商業簿記の基礎的な原理を理解し、(商品売買業における)記帳、決算等の初歩的な実務を理解している。 5 題 以 内

(注1) 会計基準及び法令については、毎年、1月1日現在施行されているものに準拠するものとする。

第5条 試験の採点は各級とも満点を100点とし、得点70点をもって合格とする。試験問題の点の配分は検定試験の都度定める。但し1級に限り1科目毎の得点が40%に満たない者は不合格とする。

第8条 受験者は2つの級を受験することができる。

第9条 受理した受験申込書及び受験料は、試験施行中止などの事情のある場合のほか返還しない。

第11条 試験に関し、不正行為のあった者には、その合格を取り消し、以後の受験を禁止することがある。